

見附市訓令第3号

見附市職員に関する勤勉手当の成績率運用規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年6月27日

見附市長 稲田 亮

見附市職員に関する勤勉手当の成績率運用規程の一部を改正する規程

見附市職員に関する勤勉手当の成績率運用規程（平成16年見附市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中「定年前再任用短時間勤務職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員以外」に改め、同表に次のように加える。

会計年度任用 職員	3の職員	100分の57.5	100分の57.5
	2の職員	100分の50	100分の50
	1の職員	100分の42.5	100分の42.5

第5条第1項中「見附市の一般職員の給与」を「見附市一般職の職員の給与」に改め、同項の表中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員以外」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表に次のように加える。

会計年度任用 職員	(1) 停職の処分 を受けた場合	100分の20	100分の20
	(2) 減給の処分 を受けた場合	100分の25	100分の25
	(3) 戒告の処分 を受けた場合	100分の30	100分の30

第5条第2項の表中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員以外」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表に次のように加える。

会計年度任用 職員	100分の32以上100分の 35以下の間で市長が定め る率	100分の32以上100分の 35以下の間で市長が定め る率
--------------	--------------------------------------	--------------------------------------

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の見附市職員に関する勤勉手当の成績率運用規程の規定は、令和6年6月1日から適用する。